

平成25年度 税制改正大綱(1月29日閣議決定)に基づく **全3回**

# 税制改正研修会

平成25年度税制改正大綱が閣議決定されました。

今回の改正は多岐にわたるため、税目別に大きく3つに分けて行うこととなりました。

主要な改正・見直し事項の内容はもちろん、その影響や今後とるべき対策についてわかりやすく解説いたします。なお、今後の国会での法案審議の過程において一部項目の修正などが行われる可能性があることにご注意ください。

多くの皆さまのご参加をお待ち申し上げております。

税制委員長 齊藤源久

- 日時 各テーマごとに下記をご参照ください。  
※各回の日時をよくお確かめの上、お越し下さいますようお願いいたします。
- 会場 新宿歴史博物館 2階講堂 三栄町22 電話3359-2131 \*法人会より徒歩3分です
- 講師 上総税理士法人代表社員・東京税理士会四谷支部所属 半谷英治 税理士
- 会費 無料
- 定員 90名(先着順締切) ※定員を超えた方には、事務局よりその旨ご連絡いたします。

3/8金 14:00  
~16:00

## 法人税

生産等設備投資促進税制の創設・所得拡大促進税制の創設・雇用促進税制の拡充・商業サービス業及び農林水産業を営む中小企業等の経営改善に向けた設備投資を促進するための税制措置の創設・研究開発税制の拡充・中小法人の交際費課税に係る特例の拡充・グリーン投資減税の拡充

3/15金 10:00  
~12:00

## 個人所得

所得税の最高税率の見直し・株式の10%税率の廃止・日本版ISAの拡充等・金融所得課税の一体化・住宅ローン控除の適用期限の延長と拡充・リフォーム減税・国外居住相続人等の相続税・贈与税の課税適正化・国外財産調書の報告対象の変更・タックスヘイブン対策税制の見直し・延滞税、利子税、還付加算金の割合の引下げ・相続税の延納等に係る利子税の割合の引下げ

3/22金 14:00  
~16:00

## 資産税

相続税基礎控除額の引き下げ、税率構造の見直し・特定居住用宅地等の要件の緩和・贈与税税率構造の見直し・相続時精算課税制度の要件の拡充・教育資金の一括贈与に係る非課税措置の創設・非上場株式等に係る納税猶予制度について要件を見直し・住宅に係る登録免許税の軽減措置の延長・不動産の譲渡に関する印紙税の特例措置の延長・印紙税の非課税文書の一部見直し

(13/2/18)

